

特別加入の制度・手続きについて

東京労働局 労働保険徴収部
適用・事務組合課 事務組合室
事務組合徴収第2係
03-3512-1647

【目次】

1. 制度の趣旨 P 2
2. 第一種特別加入（中小事業主等） . . P 3
3. 第二種特別加入（一人親方等） . . . P 12
4. 第三種特別加入（海外派遣） P 22
5. 特別加入時健康診断 P 30
6. 参考資料 P 36

1. 制度の趣旨

労災保険は、労働基準法の適用労働者の業務災害又は通勤災害に対する保護を目的とした制度である。

しかしながら、これら労働者でない人の中には、業務の実態や災害の発生状況等からみて、労働者に準じて労災保険によって保護するにふさわしい場合がある。

また、労災保険の適用範囲は、日本国内に限られており、国内の事業場から国外の事業場に派遣され当該事業に従事する人については、わが国の労災保険の保護は及ばない。

そこで、労災保険ではこのような者に一定の要件の下に加入を認め、保護を図ることとしている。

2. 第一種特別加入（中小事業主等）

（1）加入要件

- ▶ 保険関係が成立していること（労働保険番号ごとの加入）
- ▶ 労働保険の事務を「労働保険事務組合」に委託（又は委託の予約）をしていること
- ▶ 労働保険事務組合に委託できる範囲*1の労働者を使用している*2こと

*1…下図のとおり（日本標準産業分類による）

業種	労働者数（常時）
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
その他（上記以外）の業種	300人以下

*2…年間100日以上労働者を使用していること（見込みも含む）

(4) 記入例

【特別加入予定者】

- 事業主、その他事業に従事する包括して加入しなければならない者を記入する。
- 暦日は和暦で記入する。

【業務の内容】

- 特別加入者として行う労働者に準じた業務の具体的内容、並びに従事する事業の使用労働者の所定労働時間を記入する。
- 所定労働時間が法定時間を超える場合、休憩時間を記入する。

【特定業務・給付基礎日額】

- 業務内容が特定業務のいずれかに該当する場合、番号を○で囲む。
- 特定業務に該当する場合、業務歴を記入する。

■ 様式第34号の7 (表面) 【記入例1】

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (中小事業主等)

① 申請に係る事業の労働保険番号 ◎裏面の注意事項を讀んでから記載してください。※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

36211 ※受付年月日 9令和 年月日

② 事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称)
株式会社イロハ

③ 申請に係る事業
名称(フリガナ) カブシキガイシャ イロハ
名称(漢字) 株式会社 イロハ
事業場の所在地 千代田区九段南 1-2-1

④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 2 名 *この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

特別加入予定者	業務の内容	特定業務・給付基礎日額
フリガナ ロウドウ イチロウ 氏名 労働 一郎 生年月日 S35年 1月 1日	事業主との関係(地位又は職務) 本人 1 役員 5 家族従事者 労働者の給業及び終業の時刻 8時 00分 ~ 17時 00分	業務の具体的内容 建設工事 除染作業 従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年 月 日 希望する給付基礎日額 18,000円
フリガナ ロウドウ ジロウ 氏名 労働 次郎 生年月日 H11年 7月 10日	事業主との関係(地位又は職務) 本人 1 役員 5 家族従事者 労働者の給業及び終業の時刻 8時 00分 ~ 17時 00分	業務の具体的内容 同上 除染作業 従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年 月 日 希望する給付基礎日額 18,000円
フリガナ ロウドウ サブロウ 氏名 労働 三郎 生年月日 H13年 10月 10日	事業主との関係(地位又は職務) 本人 1 役員 5 家族従事者 労働者の給業及び終業の時刻 8時 00分 ~ 17時 00分	業務の具体的内容 同上 除染作業 従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年 月 日 希望する給付基礎日額 18,000円
フリガナ 氏名 生年月日 年 月 日	事業主との関係(地位又は職務) 本人 1 役員 5 家族従事者 労働者の給業及び終業の時刻 時 分 ~ 時 分	業務の具体的内容 除染作業 従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年 月 日 希望する給付基礎日額 円

⑤ 労働保険事務の処理を委託した年月日 R〇年 4月 1日

⑥ 労働保険事務組合の証明
名称 労働保険事務組合
〒102-**** 電話 (03) ****-****
千代田区霞が関〇-〇-〇
労働 太郎
代表者の氏名

⑦ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して30日以内) R〇年 4月 2日

上記のとおり特別加入の申請をします。 〒102-8307 電話 (03) 3512-1629
千代田区九段南1-2-1

R〇年 4月 2日 住所 株式会社イロハ 代表取締役 労働 一郎
氏名 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

東京 労働局長 殿 受付
〇.4.-1
△△労働基準監督署

【変更届の場合】

- 特別加入者の事項の変更、特別加入者の一部脱退、特別加入者の追加加入があった場合に記入する。
- 特別加入者の追加加入があった場合、加入申請と同様に内容を記入する。
- 異動年月日が受付日より前の場合、変更決定を希望する日は受付日の翌日を記入する。

【脱退申請の場合】

- 特別加入者全員が脱退する場合に記入する。
- 遡って脱退をする場合、脱退の理由に日付と内容を記入し、脱退を希望する日には受付日と同じ日付を記入する。

例) 理由：令和〇年6月30日付け役員退任のため
希望日：令和〇年7月7日

■ 様式第34号の8 (表面) 労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 特別加入脱退申請書 (中小事業主等及び一人親方等) **【記入例2】**

※裏面の注意事項を讀んでから記載してください。 ※印の欄は記載しなくても可。 (職員が記載します。)

※受付年月日 令和〇年〇月〇日

事業主の名称 株式会社イロハ 事業場の所在地 千代田区九段南1-2-1

今年の変更届に係る者 合計：5人 (内訳：変更：1人、脱退：2人、加入：2人) *この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

特別加入者に関する事項の変更	変更年月日 (生年月日)	変更を生じた者のフリガナ (氏名)	変更前のフリガナ (氏名)	変更後のフリガナ (氏名)	変更前 (本人役員 / 家族従事者)	変更後 (本人役員 / 家族従事者)	業務又は作業の内容
特別加入者	令和〇年7月1日	フリガナ ロウドウ サブロー 氏 名 労働 三郎	フリガナ ロウドウ サブロー 氏 名 労働 三郎	フリガナ ロウドウ サブロー 氏 名 労働 三郎	本人役員	本人役員	電気工事
特別加入者	H3年10月10日	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	本人役員	本人役員	電気工事
特別加入者	令和〇年6月30日	フリガナ ロウドウ タロウ 氏 名 労働 太郎	フリガナ ロウドウ タロウ 氏 名 労働 太郎	フリガナ ロウドウ タロウ 氏 名 労働 太郎	本人役員	本人役員	電気工事
特別加入者	令和〇年6月30日	フリガナ ロウドウ ジロウ 氏 名 労働 次郎	フリガナ ロウドウ ジロウ 氏 名 労働 次郎	フリガナ ロウドウ ジロウ 氏 名 労働 次郎	本人役員	本人役員	電気工事

特別加入者全員の異動を遡って脱退する場合 (▶の所で折り返して記入すること。)

特別加入者	特別加入者	特別加入者
令和〇年7月1日	令和〇年7月1日	令和〇年7月1日
フリガナ ロウドウ シロウ 氏 名 労働 四郎	フリガナ ロウドウ シロウ 氏 名 労働 四郎	フリガナ ロウドウ シロウ 氏 名 労働 四郎
H12年9月9日	令和〇年7月1日	令和〇年7月1日
フリガナ ロウドウ ゴロウ 氏 名 労働 五郎	フリガナ ロウドウ ゴロウ 氏 名 労働 五郎	フリガナ ロウドウ ゴロウ 氏 名 労働 五郎
H4年11月11日		

変更決定を希望する日 (変更届提出の翌日から起算して30日以内) 令和〇年7月8日

以下欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限り記載すること。

脱退申請の場合 *申請の理由 (脱退の理由) *脱退を希望する日 (申請日から起算して30日以内) 年 月 日

上記のとおり 変更を生じたので届けます。 特別加入脱退を申請します。

令和〇年7月8日 東京 労働局長 殿

〒102-8307 千代田区九段南1-2-1 電話 (03) 3512-1629

住所 株式会社イロハ 代表取締役 労働 三郎

氏名 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

受付 〇.7.7

(5) 注意事項

①加入の場合（新規・追加）

- 事業主との地位又は続柄は記入されているか。
- 所定労働時間は法定時間内であるか。また、シフト制の場合、すべて記入されているか。（記入しきれない場合、協定等の写しを添付してください。）
- 「除染の有無」、「従事する特定業務」は選択されてるか。
- 包括加入しているか。また、事業主が加入しない場合、理由書は添付しているか。
- 継続一括している場合、被一括事業場を誤って申請していないか。

②事項の変更の場合（氏名・業務内容・地位又は続柄）

- 変更する事項のみ記入しているか。（氏名・生年月日は必須）
- 訂正に係る届ではないか。
→訂正が必要な場合は訂正願を提出してください。
（書式はP 39参照）
- 地位又は続柄を変更する場合、役職名等を記入しているか。

③脱退の場合（一部・全員脱退）

- 遡って脱退する場合、「退任、退職、死亡、労働者になった」のいずれかの理由であるか。（就労実態がなくなった場合、受付日の翌日以降の脱退となる。）
- 受付日より相当期間（6か月以上）遡って脱退する場合、確認資料が添付されているか。
- 事業主が一部脱退する場合、新たな事業主の加入はされているか。
 - ・ 既に参加している者が事業主となる場合、事項の変更が必要。
 - ・ 新たな事業主が加入しない場合、理由書の添付が必要。
 - ・ 脱退の理由が就労実態がなくなった場合、異動年月日は特別加入者でなくなる日を記入し、理由書の添付が必要。（希望日＝異動年月日。補償は前日まで）

例)

特別加入者の異動年月日	異動年月日 R7年 12月 1日	フリガナ 氏名 労働 太郎	生年月日 S35年 1月 1日	※整理番号
特別加入者の異動年月日	異動年月日 R 7.11.27 受付	フリガナ 氏名 受付	生年月日	※整理番号

11月30日まで加入
したい場合の記入例

(6) 必要書類・加入月数等早見表

	事由	書類	月数算定方法	留意事項
加入	新規加入	加入申請書	希望年月日の属する月から	<ul style="list-style-type: none"> ・包括加入 ・事業主加入なし→理由書添付
	追加加入	変更届	希望年月日の属する月から	<ul style="list-style-type: none"> ・異動年月日が過去の日付→受付日の翌日から加入（包括加入）
変更	事項の変更、事業主の変更	変更届		<ul style="list-style-type: none"> ・事業主加入なし→理由書添付 ・変更届の必要がない場合、理由書のみ提出
脱退	死亡、退任、労働者になった（遡及可）	変更届（一部脱退）	異動年月日の属する月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・遡及6か月以上→確認資料添付 ・事業主の加入なし→理由書添付
		脱退申請書（全員脱退）	事由発生日の属する月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・遡及6か月以上→確認資料添付 ・遡及の場合、理由欄に必ず年月日も記入
	業務に従事しない（遡及不可）	変更届（一部脱退）	異動年月日の属する月まで*1	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主の加入なし→理由書添付 ・希望年月日 = 異動年月日
		脱退申請書（全員脱退）	希望年月日の属する月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・希望年月日は受付日から30日以内
	委託解除		委託解除日の属する月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・委託解除の場合、脱退申請書は不要。

3. 第二種特別加入（一人親方等）

（1）加入要件

①一人親方その他自営業者

- ▶ 常態として労働者を使用しないこと*1
- ▶ 厚生労働省で定める事業*2を行っている者及びその事業に従事する者
- ▶ 特別加入団体の構成員となること
- ▶ 東京、神奈川、千葉、埼玉、山梨、茨城、栃木、群馬、静岡に事業の拠点（住居、事務所等）がある者

*1...年間100日未満労働者を使用であること

*2...右表のとおり

イ. 自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業（特1）
ロ. 建設の事業（特2）
ハ. 漁船による水産動植物の採捕の事業（特3）
ニ. 林業の事業（特4）
ホ. 医薬品の配置販売の事業（特5）
ヘ. 再生利用の目的となる廃棄物等の収集等の従事者（特6）
ト. 船員法第1条に規定する船員が行う事業（特7）
チ. 柔道整復師が行う事業（特8）
リ. 創業支援等措置に基づく事業（特9）
ヌ. あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師が行う事業（特10）
ル. 歯科技工士法第2条に規定する歯科技工士が行う事業（特11）
ヲ. 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条1項に規定する特定受託事業者が同条5高に規定する業務委託事業者から同条3項に規定する業務委託を受けて行う事業又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であって労働者災害補償保険法施行規則第46条の17第1号から第11条までに掲げる事業及び労働者災害補償保険法施行規則第46号の18各号に掲げる作業を除いたもの（以下「特定フリーランス事業」という。）

※下線は東京局で承認された団体がない事業

②特定作業従事者

- ▶ **厚生労働省令で定める作業*1に従事する者**
- ▶ 特別加入団体の構成員となること
- ▶ **東京、神奈川、千葉、埼玉、山梨、茨城、栃木、群馬、静岡**に事業の拠点（住居、事務所等）がある者

*1...下表のとおり

- イ. 特定農作業従事者
- ロ. 指定農業機械作業従事者
- ハ. 国又は地方興行団体が実施する訓練従事者
- ニ. 家内労働者及びその補助者
- ホ. 労働組合等の常勤役員
- ヘ. 介護作業従事者及び家事支援従事者
- ト. 芸能関係作業従事者
- チ. アニメーション制作作業従事者
- リ. ITフリーランス

(2) 事務処理を行うことが出来る区域

下記の要件を満す場合、区域（東京・神奈川・千葉・埼玉・山梨・茨木・栃木・群馬・静岡）を超えて事務処理を行うことができる。

- ブロック単位での研修等実施計画を申し出る**
 別表の各ブロックにおいて、年1回以上、特別加入団体が災害防止等に関する研修会等（双方向の質疑応答・オンライン形式を含む。）の実施を計画し、「**特別加入団体における事務処理を行うことが出来る区域にかかる申出書**」を労働局長へ提出する。



- 毎年度4月末までに前年度の研修実施状況を報告する**
「特別加入団体における災害防止措置にかかる報告書」に研修の次第、写真等の実施時の実態が分かる資料等を添付し、労働局長へ提出する。

<別表>

ブロック	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東	東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
中 部	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
関 西	滋賀県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(3) 特定フリーランス事業従事者について

①加入対象事業

- (イ). 特定受託事業者が業務委託事業者から業務委託を受けて行う事業（特定受託事業）
- (ロ). 特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う（イ）と同種の事業

②加入対象者

- (ハ). (イ)又は(イ)及び(ロ)を満たしており、労働者以外の者であって、特定フリーランス事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者
- (ニ). 労働者以外の者で(ハ)の者が行う事業に常態として従事している者（家族従事者）

※**第二種特別加入において、特定フリーランス事業以外に該当する事業がある場合、該当する事業ごとに特別加入する必要があります。**

例)



Aさん

- B企業からプログラミング業務を受託
- C企業から経理業務を受託



- プログラミング業務
↳ ITフリーランス
- 経理業務
↳ 特定フリーランス事業

③特別加入団体の新設における要件

- ▶ 特定の業種に関わらないフリーランス全般の支援のための活動実績
→ 1年以上の活動、100名以上の構成員
- ▶ 全国単位で団体運営しており、都道府県ごとに訪問可能な事務所等を設けていること
- ▶ 加入を希望する者等に対し、加入・脱退・災害発生時の労災給付請求書等の各種支援を行うこと
- ▶ 加入者に対し、適切に災害防止のための教育を行うこと
- ※ **特定フリーランス事業に係る特別加入は、全国単位での運営が前提にあります。よって、一人親方等団体における事務処理を行うことが出来る区域に係る申出書は不要ですが、別途必要な書類があります。**

(4) 記入例

【特別加入予定者】

- 本人確認をした書類に記載されている氏名を記入する。
- 通称等は使用せず、本名を記入する。
- 一人親方等との関係が「家族従事者」の場合、どの特別加入者の家族従事者であるか余白に記入する。

【業務の内容】

- 一人親方等団体の業種と一致した内容の業務を記入する。
- 労働者の始業及び終業の時刻は記入する必要はないため、斜線を引く。

■ 様式第14号の8 (表面) 【記入例3】

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届
特別加入脱退申請書 (中小事業主等及び一人親方等)

届出種別

特別加入の承認に係る事業
労働保険番号 元号 年 月 日

事業の名称 東京労働建設業労災保険組合 事業場の所在地 千代田区九段南1-2-1

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。
※印の欄は記載しないください。(職員が記載します。)

※受付年月日

今回の変更届に係る者 合計: 2人
内訳 (変更: 人、脱退: 人、加入: 2人) *この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

特別加入者に関する事項の変更 (特別加入者のうち一部に変更がある場合は、折り返す場合は、この所で折り返す)	変更年月日		変更を生じた者のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄)	変更前	変更後	業務又は作業の内容
	変更前	生年月日	変更後のフリガナ氏名	変更前	変更後	変更前	変更後
変更後	生年月日	変更後のフリガナ氏名	変更前	変更後	変更前	変更後	
変更前	生年月日	変更後のフリガナ氏名	変更前	変更後	変更前	変更後	
変更後	生年月日	変更後のフリガナ氏名	変更前	変更後	変更前	変更後	

特別加入者	特別加入予定者	業務又は作業の内容	特定業務・給付基礎日額
異動年月日 R〇年 4月 10日 フリガナ氏名 東京 太郎 生年月日 S37年 4月 28日	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) ①本人 3 役員 5 家族従事者	業務又は作業の具体的内容 解体工事 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 時 分 ~ 時 分	従事する特定業務 ①粉じん ③移動工具 ⑤ 3 有給労働 9 該当なし 1 有 無 最初に従事した年月 S63年 4月 従事した期間の合計 31年 0ヶ月 希望する給付基礎日額 16,000円
異動年月日 R〇年 4月 10日 フリガナ氏名 東京 一 生年月日 H5年 7月 9日	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) ①本人 3 役員 5 家族従事者	業務又は作業の具体的内容 塗装工事 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 時 分 ~ 時 分	従事する特定業務 ①粉じん ③移動工具 ⑤ 3 有給労働 9 該当なし 1 有 無 最初に従事した年月 H28年 1月 従事した期間の合計 3年 6ヶ月 希望する給付基礎日額 14,000円

変更決定を希望する日 (変更届提出の日から起算して30日以内) R〇年 4月 10日

脱退申請
以下の欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。
*申請の理由 (脱退の理由) *脱退を希望する日 (申請日から起算して30日以内)
年 月 日

上記のとおり 変更を生じたので届けます。
特別加入脱退を申請します。
R〇年 4月 9日

受付
〇.4.9
△△労働基準監督署

〒102-8307 電話 (03) 3512-1629
千代田区九段南1-2-1
住所 東京労働建設業労災保険組合
事業主の 執行委員長 労災 部
氏名 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

(5) 注意事項

①加入の場合（新規・追加）

- 業務又は作業の内容が、一人親方等団体の業種と一致しているか。
（複数の事業を行っている場合、それぞれの事業ごとに加入する。）
- 加入希望者に対し、身分証明書の提示を求めているか。また、その写等を保管しているか。
- 建設業の一人親方の業務内容は、建設業の請負契約の目的たる建築物や構造物の完成のために行う業務であるか。
- ※労働者の始業及び終業の時刻の記入は不要である。
- ※特定作業従事者の場合、複数人で事業を営んでいても構わない。

②脱退の場合（一部・全員）

- 遡って脱退する場合、「死亡、労働者を雇用し中小事業主となった、団体から退会した、労働者になった」の理由であるか。

③その他

特別加入団体は労災保険法上、事業主とみなされる。また、その構成員は、労災保険法上の労働者としてみなされる。したがって、一人親方等団体は労働保険事務組合と異なり、事業主として次の義務が生じます。

- 日頃の災害防止活動
- 労災保険特別加入の労働保険事務（保険料の徴収等）
- 労災保険給付に伴う事務

(6) 必要書類・加入月数等早見表

	事由	書類	月数算定方法					
加入	団 体 設 立	加 入 申 請 書	希 属	望 す	年 る	月 月	日 か	の ら
	追 加 加 入	変 更 届	希 属	望 す	年 る	月 月	日 か	の ら
脱退	死 亡 、 退 任 、 働 者 に な っ た 中 小 事 業 、 主 た に 小 事 業 主 だ (遡 及 可)	変 (一 部 更 脱 退 届)	異 属	動 ず	年 る	月 月	日 ま	の で
	上 記 以 外 (遡 及 不 可)	変 (一 部 更 脱 退 届)	異 属	動 ず	年 る	月 月	日 ま	の で
	団 体 解 散	脱 退 申 請 書	団 属	体 ず	解 る	散 月	日 ま	の で

4. 第三種特別加入（海外派遣者）

（1）加入要件

以下のいずれかに該当する場合

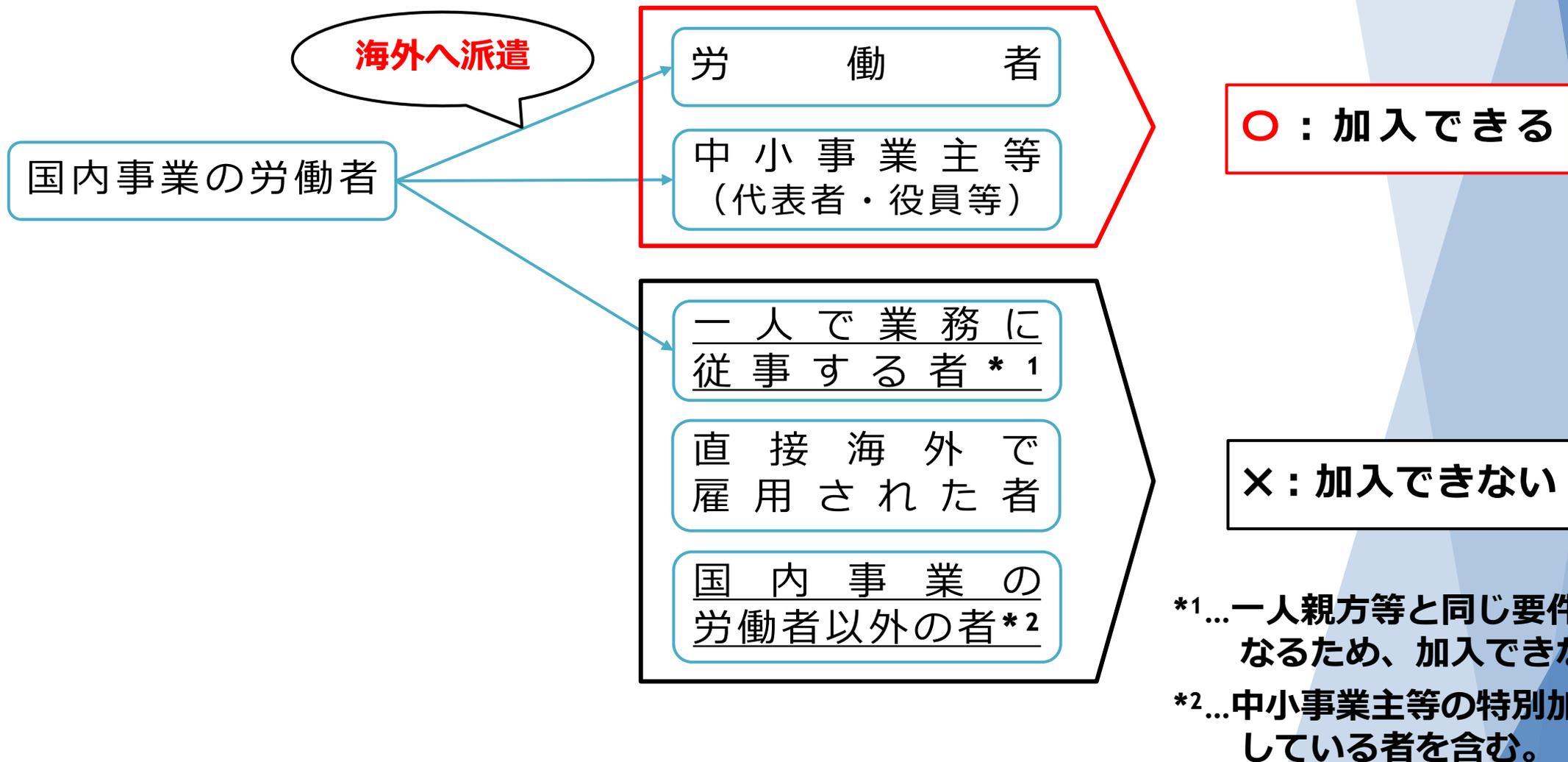
- ▶ 日本国内の事業主*¹から、海外で行われる事業*²に労働者として派遣される者
- ▶ 日本国内の事業主*¹から、海外にある中小規模の事業*³に事業主等として派遣される者
- ▶ 技術協力の実施事業を行う国際協力事業団等の団体から、開発途上地域で行われている事業に従事する者

*¹…日本国内で労災保険の保険関係が成立している事業（有期事業を除く）の事業主

*²…海外支店、工場、現地法人、提携先企業など、事業の拠点が海外にあるもの

*³…企業単位で業種ごとの労働者数で判断（第一種特別加入と要件は同じ）

【加入要件の概略図】



(2) 海外出張との区別

海外での業務は大きく区分すると以下に分けられる。

- ▶ 海外出張者：
単に労働の適用の場が海外にあり、**国内の事業場に所属し、その事業場の使用者の指揮命令に従って勤務**するもの。
- ▶ 海外派遣者：
海外の事業場に所属し、その事業場の使用者の指揮命令に従って勤務するもの。

区分	海外出張の例	海外派遣の例
業務内容	<ul style="list-style-type: none">• 商談• 技術等の打ち合わせ• 市場調査、会議、視察• アフターサービス• 現地での突発的なトラブル対処• 技術取得などのために海外に赴く場合	<ul style="list-style-type: none">• 海外関連会社（現地法人、合併会社、連携先企業等）へ出向する場合• 海外支店、営業所などへ転勤する場合• 海外で行う据え付け工事、建設工事（有期事業）に従事する場合（統括責任者、工事監督者、一般作業員等として派遣される場合）

(3) 記入例

【第3種特別加入に係る労働保険番号】

- 事務組合が保険番号の振り出しを行う。

【派遣先】

- 事業の名称、事業の所在地、派遣先国を記入する。

【従事する業務の内容】

- 「業務内容」、「地位・役職名」は必ず記入する。
→派遣先において、**地位が代表者の場合**、「業種」、「労働者数」、「就業時間」を記入する。
また、**派遣先事業の労働者数がわかる資料を添付**する。

様式第34号の11 (表面) 【記入例5】

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (海外派遣者)

① ※第3種特別加入に係る労働保険番号

3	6	2	3	1
---	---	---	---	---

② 団体の名称又は事業主の氏名 (事業主が法人その他の団体であるときはその名称)
 株式会社 厚生労働商事

③ **業務内容：経理、マーケティング企画
 地位・役職：支店長 (代表者)
 業種：卸売業
 労働者数：68人
 就業時間：9：00～18：00**

④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 2 名

特別加入予定者	派遣先	派遣先の事業において従事する業務の内容 (業務内容、地位・役職名、労働者の人数及び就業時間など)	希望する給付基礎月額
フリガナ 氏名 労働 太郎	事業の名称 株式会社 厚生労働商事 海外支店 派遣先国 アメリカ	業務内容：経理、マーケティング企画 地位・役職：支店長 (代表者) 業種：卸売業 労働者数：68人 就業時間：9：00～18：00 (休憩時間：12：00～13：00)	25,000 円
フリガナ 氏名 厚生 次郎	事業の名称 株式会社 厚生労働商事 海外支店 派遣先国 アメリカ	業務内容： マーケティング企画、商品開発 地位・役職： マネージャー (労働者)	22,000 円

⑤ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して30日以内) R〇年 7月 1日

上記のとおり特別加入の申請をします。

〒102 - 8307 電話 (03)3512 - 1629
千代田区霞が関1 - 1 - 1

RO年 6月 28日 東京 労働局長 殿

株式会社 厚生労働商事
代表取締役社長 厚生 一

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

(4) 注意事項

①加入の場合（新規・追加）

- 日本国内において、労働者であるか。
国内で事業主等の労働者以外の者は第三種特別加入は認められない。
(中小事業主。一人親方等の特別加入者も認められない。)
- 日本国内の継続事業（一括有期事業を除く）からの海外の事業へ派遣されるものであるか。
- 派遣先において代表者等の地位で加入する場合、
 - ・ 業務内容は労働者に準じた内容を記入しているか。
 - ・ 「業種」、「労働者数」、「就業時間」は記入されているか。
 - ・ 労働者数が確認できる資料を添付しているか。

②事項の変更の場合（氏名・派遣先・業務内容等）

- 派遣先において代表者等に変更となった場合、必要な事項の記載、確認資料は添付されているか。
- 派遣先が変更となった場合、「事業の名称」、「事業場の所在地」、「派遣先国」は記入されているか。（記入欄が狭小のため、別に任意の書類に記入いただいても構いません。）

③脱退の場合（一部・全員）

- 遡って脱退する場合、「帰国、死亡、退職」の理由であるか。（自己都合等により脱退する場合、遡っての脱退は認められない。）
- 受付日より相当期間（6か月以上）遡って脱退する場合、確認資料が添付されているか。

(5) 必要書類・加入月数等早見表

	事由	書類	月数算定方法	留意事項
加入	新規加入	加入申請書	希望年月日の属する月から	・派遣先での地位・役職が代表者等 →派遣先の労働者数確認資料添付
	追加加入	変更届	希望年月日の属する月から	・派遣先での地位・役職が代表者等 →派遣先の労働者数確認資料添付
変更	事項の変更	変更届		・代表者等の地位・役職に変更 →派遣先の労働者数確認資料添付
脱退	帰国、死亡、退職 (遡及可)	変更届 (一部脱退)	異動年月日の属する月まで	・遡及6か月以上→確認資料添付
		脱退申請書 (全員脱退)	事由発生日の属する月まで	・遡及6か月以上→確認資料添付
	上記以外 (遡及不可)	変更届 (一部脱退)	異動年月日の属する月まで	・希望年月日 = 異動年月日 →受付日の翌日から30日以内
		脱退申請書 (全員脱退)	希望年月日の属する月まで	・希望年月日は受付日から30日以内
	委託解除	脱退申請書	委託解除日の属する月まで	

5. 特別加入時健康診断

(1) 健診の対象

- ▶ 第一種特別加入者及び第二種特別加入者で特定業務を行う予定の者
- ▶ 以前に通算して、それぞれの特定業務に応ずる**従事期間を超えて業務を行ったことがある者**

特別加入予定の特定業務	特別加入前に左記の業務に従事した期間
粉じん作業を行う業務	3年
身体に振動を与える業務	1年
鉛業務	6か月
有機溶剤業務	6か月

特定業務に該当するか



該当する場合、該当する業務を○で囲む業務歴を記入する

業務又は作業の内容		特定業務・給付基礎日額	
業務又は作業の具体的内容	除染作業	従事する特定業務	業務歴
	1 有 3 無	1 粉じん	最初に従事した年月 年 月
3 振動工具		従事した期間の合計 年間 ヶ月	
5 鉛		希望する給付基礎日額 円	
7 有機溶剤			
9 該当なし			
労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ)			
時 分 ~ 時 分			

(2) 特定業務

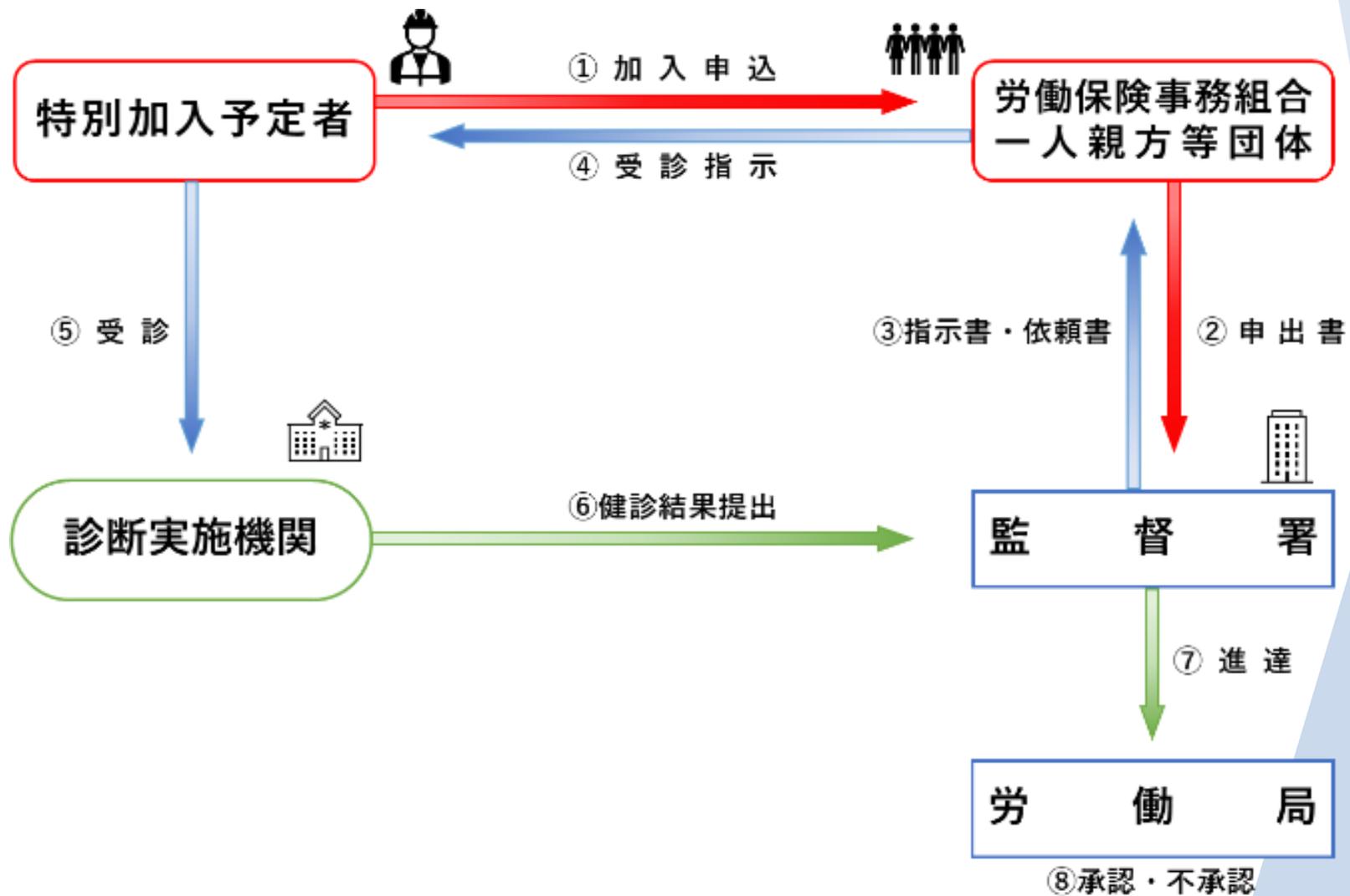
- ① **じん肺法第2条第1項第3号の粉じん作業を行う業務**
- ② **労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2第3号の身体に振動を与える業務**
- ③ **労働安全衛生法施行令別表第4の鉛業務**
- ④ **有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第6号の有機溶剤業務又は特定化学物質障害予防規則第2条の2第1号の特別有機溶剤業務**

※詳細はP43～P54を参照

(3) 手続きの流れ

- ① 特別加入健康診断申出書（以下「申出書」）を監督署へ提出
 - ② 申出書の業務歴から判断して加入時健診が必要と認められる場合、監督署長が「特別加入時健康診断指示書（以下「指示書」）及び「特別加入時健康診断実施依頼書（以下「依頼書」）を交付
 - ③ 指示書の期間内に労働局が委託している診断実施機関の中から選び、加入時健診を受診
- ※¹ 指示書の期間が過ぎても、申出書の再提出は不要。直ちに受診すること。また、健診を受診しない場合、特別加入の承認がされない場合がある。
- ※² 診断実施機関以外であっても、次の要件をすべて満たせば、健診証明書の代替として処理する。（費用は自己負担）
- ・ 申請書等の提出日前6か月以内に健診を実施している。
 - ・ 必要とする診断項目の健診がなされている。

【手続きの概略図】



(4) 特別加入の制限

加入時健診の結果、特別加入予定者が既に当該疾病に罹患していると認められる場合、次により特別加入が制限される。

- ① 症状又は障害の程度が、一般的に就労することが困難であり、療養に専念しなければならないと認められる場合
→特別加入は認められない。
- ② 症状又は障害の程度が、特定業務からの転換が認められる場合
→特定業務以外の業務についてのみ特別加入が認められる。
(業務の配置転換)

(5) 記入例

【作業の内容及び作業に用いる工具等】

- 特別加入予定者が従事する特定業務の具体的内容を記入する。
- 有機溶剤及び振動工具を用いる場合、使用する工具等の名称を併せて記入する。

【作業に従事した期間】

- 通算して該当する特定業務に従事した期間を記入する。

※申出書は申請書等と併せて提出する。

【記入例7】

特診様式第7号

労働者災害補償保険 特別加入時健康診断申出書

中央 労働基準監督署長殿

下記の者について健康診断証明書の提出が必要ですので、「特別加入健康診断指示書」の交付をお願いします。

令和〇年 3月 24日

労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
	13	1	01	900005	123

事業主又は
特別加入団体の 住 所 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎

(名称) 東京労働株式会社

氏 名 東京 太郎

（特別加入団体の場合には、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名）

特別加入予定者のうち健康診断が必要な者	特別加入予定年月日	特別加入予定者の作業の内容及び作業に用いる工具(又は材料、薬品等)の名称	左記の業務に特別加入前に従事した期間	実施すべき健康診断の種類 (該当する項を選択すること)
東京 太郎	令和7年4月1日	解体工事 (チェーンソーハンマー、コンクリートブレイカー)	平成22年 4月から 令和7年 3月まで 15年 0月間	① じん肺健康診断 ② 振動障害健康診断 ハ 鉛中毒健康診断 ニ 有機溶剤中毒健康診断
労働 政夫	令和7年4月1日	塗装工事 (トルエン、キシレン、メタノール)	令和4年 9月から 令和7年 3月まで 2年 7月間	イ じん肺健康診断 ロ 振動障害健康診断 ③ 鉛中毒健康診断 ニ 有機溶剤中毒健康診断
厚生 省太	令和7年4月1日	塗装工事 (トルエン、キシレン、メタノール)	令和5年 4月から 令和7年 3月まで 2年 0月間	イ じん肺健康診断 ロ 振動障害健康診断 ④ 鉛中毒健康診断 ニ 有機溶剤中毒健康診断
			年 月から 年 月まで 年 月間	イ じん肺健康診断 ロ 振動障害健康診断 ハ 鉛中毒健康診断 ニ 有機溶剤中毒健康診断

労働保険事務組合の証明

労働保険事務の処理の委託を 受けている 受ける予定である ことを証明します。

令和〇年 3月 21日 認可記号番号 第 13-0000 号

名 称 厚生労働 労働保健事務組合

主たる事務所の 所 在 地 千代田区霞が関1-2-2

電 話 03-3512-1629

代表者氏名 厚生 花子

※厚生労働省HPよりダウンロード可

6. 參考資料

特別加入の継続に係る報告書(中小事業主等)

(枚のうち 枚目)

事業場名	旧 事務組合		新 事務組合		特別加入者		
	旧 労働保険番号	委託解除年月日	新 労働保険番号	委託年月日	氏名	生年月日	継続加入、脱退の別 (該当を○で囲む)
							継続加入・脱退
							継続加入・脱退
							継続加入・脱退
							継続加入・脱退
							継続加入・脱退
							継続加入・脱退
							継続加入・脱退
							継続加入・脱退
							継続加入・脱退
							継続加入・脱退

年 月 日
東京労働局長 殿

中小事業主特別加入者の委託替について、上記のとおり報告します。

【注意事項】

- ・本報告は、旧事務組合の委託解除日の翌日に新事務組合への委託を開始するときに提出できます。
- ・旧事務組合委託期間に地位が消滅した特別加入者についてその届出をしていない場合は、旧事務組合を管轄する労働基準監督署へ別途「特別加入に関する変更届」を提出してください。
- ・新事務組合で新たに特別加入する者は、別途「特別加入に関する変更届」の提出が必要です。

事務組合の
名 称 _____
所在地 _____
代表者氏名 _____

(任意用紙)

就業実態のない中小事業主の特別加入に係る理由書

東京労働局長 殿

令和 年 月 日

労働保険番号 13- - - - -

事業場の所在地 _____

事業主の氏名 _____

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

私は、下記の理由により、特別加入の申請に係る事業について就業の実態がないため、特別加入者としてないことを希望します。

なお、特別加入者としてないことにより、労災保険給付を（現在特別加入者である場合は、特別加入者でなくなった日以降に発生した事故について）受けられないことについては承知しました。

記

特別加入者としてないことを希望する理由は、1 から 6 のうち○で囲んだものです。

1. 病気療養中、高齢のため実際に業務に従事していないため
2. 建設事業（基幹番号の末尾5に係るもの）に関する業務のみ従事しているため、事務所労災（基幹番号の末尾0、1、6、7に係るもの）に関する業務には従事していないため。
(その逆の場合も含む)
3. 複数の会社の代表者に就任しており、当該事業場には就業していないため
4. 本社の業務のみに従事しているため支社、支店等の業務には従事していないため
5. 事業主の立場において行う事業主本来の業務のみ従事するため
6. その他（カッコ内に理由を記載のこと）

()

特別加入申請書等 訂正・取下げ願

届け出書類の種別	<input type="checkbox"/> 第1種特別加入	中小事業主等
	<input type="checkbox"/> 第2種特別加入	一人親方等
	<input type="checkbox"/> 第3種特別加入	海外派遣者
	<input type="checkbox"/> その他	
労働保険番号	1 3 - - - - -	
受付年月日	令和 年 月 日	署 ・ 局 受理
フリガナ		
対象者氏名		
生年月日	年 月 日	
労災事故の有無	無 ・ 有	(年 月 日)
訂正・取下げ内容		
訂正・取下げ理由	<p>注：事実が確認できる資料を添付してください。</p>	

上記のとおり 訂正・取下げ をお願いします。

令和 年 月 日

法人その他の
団体又は
事業主の住所

法人その他の
団体の名称

東京労働局長 殿

上記代表者の
氏名

※東京労働局HPよりダウンロード可

特別加入団体における事務処理を行うことができる区域に係る申出書

_____ 労働局長 殿

_____ 年 _____ 月 _____ 日

特別加入団体名 _____

代表者氏名 _____

担当者氏名 _____

当団体においては、特別加入団体が事務処理を行うことができる区域を超えて事務処理を行うことを申し上げます。

なお、災害防止措置については、下記計画に基づき適切に実施することを誓約いたします。

研修等実施予定年月日	実施ブロック	実施内容

- (注) 1 内容に応じて、適宜、表の行を追加して差し支えないこと。
2 上記表への記載に代えて、「別紙のとおり」として内容を記載した資料の添付によっても差し支えないこと。

※厚生労働省HPよりダウンロード可

特別加入団体における災害防止措置に係る報告書

労働局長 殿

年 月 日

特別加入団体名

代表者氏名

担当者氏名

標記について、下記のとおり報告します。

(1) _____年度研修等実施状況

研修等実施年月日	実施ブロック	実施内容

(2) _____年度研修等実施計画

研修等実施予定年月日	実施ブロック	実施内容

- (注) 1 内容に応じて、適宜、表の行を追加して差し支えないこと。
2 上記表への記載に代えて、「別紙のとおり」として、内容を記載した資料の添付によっても差し支えないこと。

※厚生労働省HPよりダウンロード可

別紙 3

特定フリーランス事業に係る事業者との取引実績等確認済証明書（加入時）

_____ 労働局長 殿

_____ 年 _____ 月 _____ 日

特別加入団体名 _____

代表者氏名 _____

別紙申請書類により新たに特別加入を希望する全ての者については、当団体において、事業者との取引実績又は事業者との取引の意向を有することを確認済であることを証明します。
併せて、本確認に係る資料の提出を労働局から求められた場合には提出することを約束します。

<じん肺業務>

じん肺法施行規則 別表(第二条関係)

(昭五四労令一九・全改、昭五六労令二七・昭六〇労令二・平一一労令四一・平一九厚
 労令一四三・平二四厚労令一九・平二七厚労令一三一・平二九厚労令五八・一部改正)

<p>一 土石、岩石又は鉱物(以下「鉱物等」という。)(湿潤な土石を除く。)を掘削する場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業</p> <p>ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業</p>
<p>一の二 ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。))をいう。以下同じ。))の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業</p>
<p>二 鉱物等(湿潤なものを除く。))を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く。))を積み卸す場所における作業(次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。)</p>
<p>三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉砕し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業</p> <p>ロ 水の中で破碎し、粉砕し、又はふるい分ける場所における作業</p> <p>ハ 設備による注水をしながらふるい分ける場所における作業</p>
<p>三の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業</p>
<p>四 坑内において鉱物等(湿潤なものを除く。))を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。</p>
<p>五 坑内の、鉱物等(湿潤なものを除く。))を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)</p>
<p>五の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業</p>
<p>五の三 坑内であつて、第一号から第三号の二まで又は前二号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが附着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業</p>
<p>六 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げる場所における作業(第十三号に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 火炎を用いて裁断し、又は仕上げる場所における作業</p> <p>ロ 設備による注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げる場所における作業</p>
<p>七 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(前号に掲げる作業を除く。)。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。</p>

八	<p>鉱物等、炭素を主成分とする原料(以下「炭素原料」という。)又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分けする場所における作業(第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分けする場所における作業</p> <p>ロ 設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるい分ける場所における作業</p> <p>ハ 屋外の、設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力により破碎し、又は粉碎する場所における作業</p>
九	<p>セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(第三号、第三号の二、第十六号又は第十八号に掲げる作業を除く。)</p>
十	<p>粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業</p>
十一	<p>粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業(次号から第十四号までに掲げる作業を除く。)</p>
十二	<p>ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。</p>
十三	<p>陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業</p> <p>ロ 水の中で原料を混合する場所における作業</p>
十四	<p>炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。</p>
十五	<p>砂型を用いて鑄物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鑄ばり等を削り取る場所における作業(第七号に掲げる作業を除く。)。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。</p>
十六	<p>鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、若しくはかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業(水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。)</p>
十七	<p>金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鑄込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鑄込みする場所における作業を除く。</p>

十八	粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業
十九	耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業
二十	屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業
二十の二	金属をアーク溶接する作業
二十一	金属を溶射する場所における作業
二十二	染土の付着した藁草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業
二十三	長大すい道(著しく長いすい道であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。)の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業
二十四	石綿を解きほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業

< 振動工具業務 >

振動工具

(1)	チェンソー			
(2)	さく岩機、チップングハンマー、リベツチングハンマー、コーキングハンマー、ハン ドハンマー、ペビーハンマー、コンクリートブリーダー、スケーリングハンマー、サン ドラハンマー等のピストンによる打撃機構を有する工具を取り扱う業務			
(3)	エンジンカッター等の内燃機関を内蔵する工具で、可搬式のもの(チェンソーを除 く。)を取り扱う業務			
(4)	携帯用の皮はぎ機を取り扱う業			
(5)	携帯用のダイヤモンドを取り扱う業務			
(6)	携帯用研削盤、スイングリ研削盤、その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削 盤(使用する研削といしの直径(製造時におけるものをいう。以下同じ。))が150mmを超え るものに限る。)を取り扱う業務(金属、石材等を研削し、又は切断する業務に限る。)			
(7)	卓上用研削盤又は床上用研削盤(使用するときの直径が150mmを超えるものに限 る。)を取り扱う業務(鑄物のばりとり又は溶接部のはつりをする業務に限る。)			

振動工具一覧 (抜粋)

1 ピストンによる打撃機構を有する工具

圧縮空気又は電気によって往復するフリーピストンを内蔵し、これだけがね等を打撃し、こ
の衝撃で金属、岩石等のせん孔、切削、はつり等の加工又はつき固め等を行う工具をいう。

	工具の名称	主たる用途	別名、商品名、類似工具等	備考
(1)	さく岩機	岩石破壊穴のせん 孔	レッグ式さく岩機、レッグド リル、シンカー、ジャックハ ンマー、ドリフター、ストー パー、ハンドドリル	手持式さく岩機をハ ンドハンマーと称す ることもある
(2)	チップング ハンマー	岩石の小割り、はつ り、鑄物砂落し、鑄 落し、塗料落し	エアチップパー、フラックス チップパー、フラックスハン マー	(2)～(6)の総称とし てエアハンマー、 ニューラッチックハ ンマー、空気タガネ と称することもあ る。
(3)	リベツチン グハンマー	造船、橋梁等の鉄打	鉄打機、エアリベッター	
(4)	コーキング ハンマー	鑄物の表面仕上、は つり、かしめ	ピーニングハンマー	
(5)	ハンドハン マー	岩石、金属等のはつ り、かしめ、鑄落と		
(6)	ペビーハン マー	同上		
(7)	コンクリー トブリーダー	コンクリート道路、 建造物、基礎等の破	エアブリーダー	
(8)	スケーリン グハンマー	錆・塗装落し		
(9)	サンドラン マー	鑄物砂のつき固め		
(10)	ビッグハン マー	岩石、コンクリート 等のはつり、破砕	コールビッグハンマー	
(11)	多針タガネ	さび落とし、鑄物の 砂落し	ジェットタガネ、ニードルス ケーラー、ジェットチゼル	
(12)	オートケ ル	はつり、鑄落し	ニューケルン、スパーケル ン	

- 2 内燃機関を内蔵する工具（可搬式のもの）
 内燃機関（2サイクルガソリンエンジンが主）を動力源とし、回転するエンドレスチェーン、
 カッターにより加工物の切断等を行う工具をいう。（この種の工具の振動は、エンジンの回転に
 伴い発生するものが主であり、また、切断の際にも発生する。）

	工具の名称	主たる用途	別名、商品名、類似工具等	備考
(1)	エンジン カッター	金属、石材等の切断		
(2)	ブッシュク リーナー	灌木、雑草の刈払	刈払機、草刈機、ベルカッ ター	

3 振動内蔵工具

偏心モーター、振動子等を内蔵し、これによって発生した振動を利用し、つき固め、充填、
 打抜き、切断等の板金加工等を行う工具をいう。

	工具の名称	主たる用途	別名、商品名、類似工具等	備考
(1)	携帯用タイ タンパー	軌道の砂利のつき固 め		

4 回転工具

電動モーター、エアモーター等により回転するといし、カッター等により、研磨、研削、は
 かり、切断、皮はぎ等の加工を行う工具をいう。

	工具の名称	主たる用途	別名、商品名、類似工具等	備考
(1)	携帯用研削 盤	溶接部等の仕上、錆 ばり取り、錆落とし	ハンドグラインダー、アング ルグラインダー、ストレー トグラインダー、ディスクグラ インダー、バーチカルグラ インダー	
(2)	スイング研 削盤	金属、石材等の検 査、研磨、切断	スインググラインダー、吊下げ 式グラインダー	
(3)	携帯用皮は ぎ機	木材の皮はぎ		

<鉛業務>

労働安全衛生法施行令

別表第四 鉛業務(第六条、第二十一条、第二十二条関係)

(昭五〇政四・平一二政三〇九・一部改正)

<p>一 鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙ばい焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉱等の取扱いの業務(鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつば等の容量の合計が五〇リットルをこえない作業場における四五〇度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務を除く。次号から第七号まで、第十二号及び第十六号において同じ。)</p>
<p>二 銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鉱(鉛を三パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。)、当該溶鉱に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずるものに限る。)の取扱いの業務</p>
<p>三 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務</p>
<p>四 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥はく鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務</p>
<p>五 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務</p>
<p>六 鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。)を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌かくはん、ふるい分け、煨か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務</p>
<p>七 鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)</p>
<p>八 鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鋳びよう打ち(加熱して行なう鋳びよう打ちに限る。)、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務</p>
<p>九 鉛装置の内部における業務</p>
<p>十 鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務(前号に掲げる業務を除く。)</p>
<p>十一 転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務</p>
<p>十二 ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉ゆう薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鑄込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥はく鉛の業務</p>
<p>十三 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務(臨時に行なう業務を除く。次号から第十六号までにおいて同じ。)</p>
<p>十四 鉛化合物を含有する釉ゆう薬を用いて行なう施釉ゆう又は当該施釉ゆうを行なつた物の焼成の業務</p>

十五	鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう絵付け又は当該絵付けを行なつた物の焼成の業務(筆若しくはスタンプによる絵付け又は局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成窯がまによる焼成の業務で、厚生労働省令で定めるものを除く。)
十六	溶融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務
十七	動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
十八	前各号に掲げる業務を行なう作業場所における清掃の業務(第九号に掲げる業務を除く。)
備考	
一	「鉛等」とは、鉛、鉛合金及び鉛化合物並びにこれらと他の物との混合物(焼結鉛、煙灰、電解スライム及び鉛さいを除く。)をいう。
二	「焼結鉛等」とは、鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずる焼結鉛、煙灰、電解スライム及び鉛さい並びに銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずる煙灰及び電解スライムをいう。
三	「鉛合金」とは、鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛を当該合金の重量の一〇パーセント以上含有するものをいう。
四	「含鉛塗料」とは、鉛化合物を含有する塗料をいう。
五	「鉛装置」とは、粉状の鉛等又は焼結鉛等が内部に付着し、又はたい積している炉、煙道、粉碎機、乾燥器、除じん装置その他の装置をいう。

< 有機溶剤業務 >

有機溶剤中毒予防規則

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

- 一 有機溶剤 労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第六の二に掲げる有機溶剤をいう。

労働安全衛生施行令

別表第六の二 有機溶剤(第六条、第二十一条、第二十二条関係)

(昭五三政二二六・追加、平一二政九三・平二六政二八八・一部改正)

一	アセトン
二	イソブチルアルコール
三	イソプロピルアルコール
四	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)
五	エチルエーテル
六	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルゾ)
七	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルゾアセテート)
八	エチレングリコールモノノルマルーブチルエーテル(別名ブチルセロソルゾ)
九	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルゾ)
十	オルトージクロルベンゼン
十一	キシレン
十二	クレゾール
十三	クロルベンゼン
十四	削除
十五	酢酸イソブチル
十六	酢酸イソプロピル
十七	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)
十八	酢酸エチル
十九	酢酸ノルマルーブチル
二十	酢酸ノルマループロピル
二十一	酢酸ノルマルーペンチル(別名酢酸ノルマルーアミル)
二十二	酢酸メチル
二十三	削除
二十四	シクロヘキサノール
二十五	シクロヘキサノン
二十六	及び 削除
二十八	
三十八	一・三ージクロルエチレン(別名三塩化アセチレン)
二十九	削除
三十	N・N-ジメチルホルムアミド

三十一 から 三十三 まで	削除
三十四	テトラヒドロフラン
三十五	一・一・一トリクロルエタン
三十六	削除
三十七	トルエン
三十八	二硫化炭素
三十九	ノルマルヘキサン
四十	一・ブタノール
四十一	二・ブタノール
四十二	メタノール
四十三	削除
四十四	メチルエチルケトン
四十五	メチルシクロヘキサノール
四十六	メチルシクロヘキサノン
四十七	メチルノルマル・ブチルケトン
四十八	ガソリン
四十九	コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む。)
五十	石油エーテル
五十一	石油ナフサ
五十二	石油ベンジン
五十三	テレピン油
五十四	ミネラルスピリット(ミネラルジンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)
五十五	前各号に掲げる物のみから成る混合物

※参考

有機溶剤中毒予防規則

第一条

六 有機溶剤業務 次の各号に掲げる業務をいう。

イ	有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌（かくはん）、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
ロ	染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑性又はこれらのもの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌（かくはん）又は加熱の業務
ハ	有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
ニ	有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
ホ	有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
ヘ	接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
ト	接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
チ	有機溶剤等を用いて行う洗浄(ヲに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。)又は払しょくの業務
リ	有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務(ヲに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。)
ヌ	有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
ル	有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
ヲ	有機溶剤等を入れたことのあるタンク(有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。)の内部における業務

特定化学物質障害予防規則

第二条の二

(中略)

<p>一 次に掲げる業務(以下「特別有機溶剤業務」という。)以外の特別有機溶剤等を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>イ クロロホルム等有機溶剤業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号11の2、18の2から18の4まで、19の3、22の2から22の5まで又は33の2に掲げる物及びこれらを含有する製剤その他の物(以下「クロロホルム等」という。)に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等(屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。)第一条第二項各号に掲げる場所をいう。以下この号及び第三十九条第七項第二号において同じ。)において行う次に掲げる業務をいう。)</p> <p>(1) クロロホルム等を製造する工程におけるクロロホルム等のろ過、混合、攪拌(かくはん)、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務</p> <p>(2) 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑性又はこれらのももの中間体を製造する工程におけるクロロホルム等のろ過、混合、攪拌(かくはん)又は加熱の業務</p> <p>(3) クロロホルム等を用いて行う印刷の業務</p> <p>(4) クロロホルム等を用いて行う文字の書込み又は描画の業務</p> <p>(5) クロロホルム等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務</p> <p>(6) 接着のためにするクロロホルム等の塗布の業務</p> <p>(7) 接着のためにクロロホルム等を塗布された物の接着の業務</p> <p>(8) クロロホルム等を用いて行う洗浄((12)に掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。)又は払拭の業務</p> <p>(9) クロロホルム等を用いて行う塗装の業務((12)に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。)</p> <p>(10) クロロホルム等が付着している物の乾燥の業務</p> <p>(11) クロロホルム等を用いて行う試験又は研究の業務</p> <p>(12) クロロホルム等を入れたことのあるタンク(令別表第三第二号11の2、18の2から18の4まで、19の3、22の2から22の5まで又は33の2に掲げる物の蒸気の発散するおそれがないものを除く。)の内部における業務</p> <p>ロ エチルベンゼン塗装業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う塗装の業務をいう。以下同じ。)</p> <p>ハ ニージクロロプロパン洗浄・払拭業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号19の2に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は払拭の業務をいう。以下同じ。)</p>
--

労働安全衛生法施行令

別表第三 特定化学物質(第六条、第十五条、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係) (抜粋)
 (昭五〇政四・全改、昭五一政一・平七政九・平一二政三〇九・平一三政七八・平一八政二・平一九政三七五・平二〇政三四九・平二三政四・平二四政二四一・平二五政二三四・平二六政二八八・平二七政二五〇・平二七政二九四・平二八政三三四・平二九政六〇・令二政一四八・令四政五一・令五政八・一部改正)

二 第二類物質	
3の3	エチルベンゼン
11の2	クロロホルム
18の2	四塩化炭素
18の3	一・四―ジオキサン
18の4	一・ニ―ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)
19の2	一・ニ―ジクロロプロパン
19の3	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
22の2	スチレン
22の3	一・一・ニ・ニ―テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)
22の4	テトラクロロエチレン(別名パータクロルエチレン)
22の5	トリクロロエチレン
33の2	メチルイソブチルケトン